

協議案件（5）地域公共交通確保維持改善事業について

協議事項：このことについて、本内容で申請してよろしいか。

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助） 国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用(補助対象経費見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

- 補助率
1/2
- 主な補助要件
 - 複数市町村にまたがる系統であること(平成15年9月31日時点で判定)
 - 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - 輸送量が15人~150人/日と見込まれること
 - ※1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
 - ※①復興資金から移行する広域型住宅非経路系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ※経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ

豊田市該当路線：旭・豊田線、小原・豊田線、藤岡・豊田線（西中山経由）、藤岡・豊田線（加納経由）、下山・豊田線、さなげ・足助線、高岡ふれあい路線②

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助） 国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

- 補助率
1/2
- 主な補助要件
 - 補助対象地域間バス系統を補充するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - 補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - 新たに運行又は公的支援を受けるものであること(定時定路線型の場合に限る。)
 - 経常収益が経常費用に達していないこと

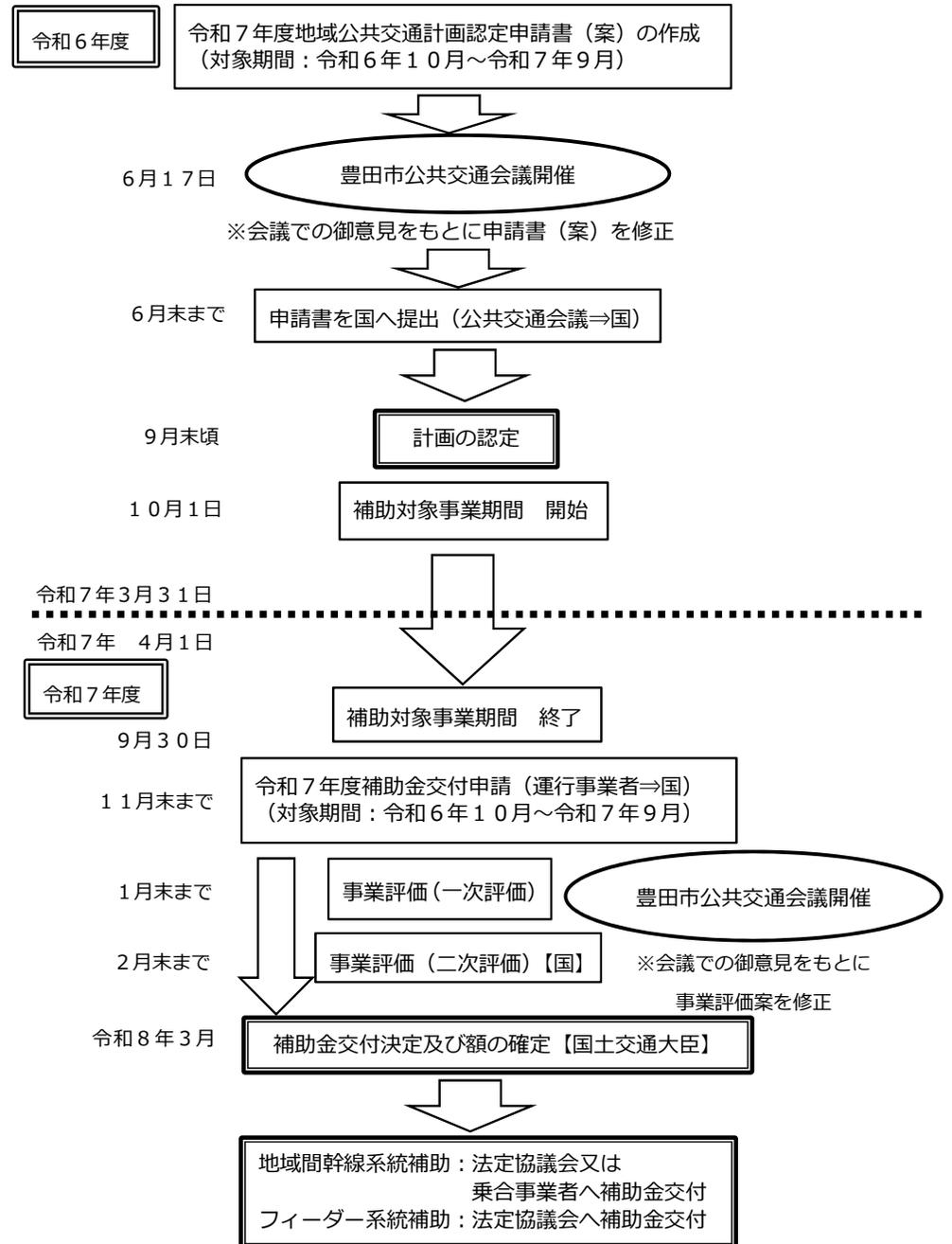
補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続

(2) 交通不便地域

豊田市該当路線：稲武地域バス、藤岡地域バス（西市野々線、三箇線）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付までの流れ（令和6年度計画）



令和6年6月17日
(協議会名称) 豊田市公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【地域間幹線系統（とよたおいでんバス・高岡地域バス）】
豊田市においては、名鉄豊田市駅と愛知環状鉄道新豊田駅を中心として、名鉄三河線、名鉄豊田線、愛知環状鉄道線、愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）が運行されており、市内のバスネットワークは基幹バス（幹線）と地域バス及び地域タクシー（支線）によって形成されている。
基幹バス（とよたおいでんバス・名鉄バス）は、市内外の拠点間を結び、都心を中心に放射線状に運行している。おいでんバスは、豊田市が運営主体となり、主に各地域間の通勤・通学の移動需要に対応している。

基幹交通の位置付け

機能・役割		主な利用	運行区間	具体例
鉄道	大量・長距離輸送に適しており、主要拠点を結ぶ重要な幹線ネットワークを担う	主に通勤・通学の移動需要に対応する	市内外の拠点間を結び、南北軸に運行する	<ul style="list-style-type: none"> ■名古屋鉄道線 ■愛知環状鉄道線 ■愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）
基幹バス			市内外の拠点間を結び、都心を中心とした放射状に運行する	<ul style="list-style-type: none"> ■おいでんバス ■名鉄バス
地域連絡バス（※）			地域内外の基幹交通に接続し、原則は地域内を運行する	<ul style="list-style-type: none"> ■高岡地域バス

※豊田市地域公共交通計画では、幹線となる鉄道と基幹バスについては、基幹交通に位置付けており、通勤や通学での利用が多く、基幹交通に近い機能や役割を担っている高岡地域バスについては、地域連絡バスとして基幹交通に位置付けていきます。

基幹バス及び地域連絡バスについては、上記に示す役割を実現するため、国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

【旭・豊田線】

◆ 目的
旭・豊田線は、名古屋鉄道豊田市駅から中心市街地を經由し、豊田市北東部の旭地区までを結ぶ基幹バス路線である。旭地区住民の生活に必要な生活交通の確保を目的とする。

◆ 必要性
当該路線は、山間地域である旭地区と市内中心部を結ぶ重要な幹線系統であり、特に朝・夕の通勤、通学時間帯での利用が多く、生活交通として必要不可欠である。

【小原・豊田線】

◆ 目的
小原・豊田線は、名古屋鉄道豊田市駅から藤岡地区を經由し、豊田市北部の小原地区を結ぶ基幹バ

ス路線である。小原地区及び藤岡地区住民の生活に必要な生活交通の確保を目的とする。

◆ 必要性
当該路線は、山間地域である小原地区と中心部を結ぶ重要な幹線系統であり、小原地区及び藤岡地区からの通学・通勤手段として必要不可欠である。また小原四季桜まつり等に向かう観光客にも利用されている。

【藤岡・豊田線（西中山経由）】

◆ 目的
藤岡・豊田線（西中山経由）は、名古屋鉄道豊田市駅から中心市街地を經由し、豊田市北部の藤岡地区までを結ぶ基幹バス路線である。藤岡地区住民の生活に必要な生活交通の確保を目的とする。

◆ 必要性
当該路線は、豊田市北部の人口集中地域である藤岡地区と中心市街地を結ぶ重要な幹線系統であり、特に、朝・夕の通勤・通学時間帯での利用が多く、生活交通として欠くことができない。

【藤岡・豊田線（加納経由）】

◆ 目的
藤岡・豊田線（加納経由）は、名古屋鉄道豊田市駅から地域医療センターやこども発達センター・けやきワークスなどを經由し、豊田市北部の藤岡地区までを結ぶ路線である。藤岡地区住民の生活に必要な生活交通の確保を目的とする。

◆ 必要性
当該路線は、豊田市北部の人口集中地域である藤岡地区と中心市街地を結ぶ重要な幹線系統であり、医療機関や福祉施設などの施設利用者が多く、生活交通として欠くことができない。

【下山・豊田線】

◆ 目的
下山・豊田線は、名古屋鉄道豊田市駅から中心市街地を經由し、豊田市東部の下山地区までを結ぶ基幹バス路線である。下山地区住民の生活に必要な生活交通の確保を目的とする。

◆ 必要性
当該路線は、山間地域である下山地区と中心市街地を結ぶ重要な基幹路線であり、生活交通として欠くことができない。

【さなげ・足助線】

◆ 目的
さなげ・足助線は、名古屋鉄道浄水駅と豊田厚生病院のある浄水地区から猿投地区を經由し、足助地区を結ぶ路線である。朝・夕の通勤、通学時間帯と病院利用者の利用が多く、浄水地区、猿投地区、足助地区住民の生活に必要な生活交通の確保を目的とする。

◆ 必要性
当該路線は、浄水地区と足助地区を結ぶ路線であり、通学・通勤や通院者の移動手段として必要不可欠な路線である。また、観光地である足助地区の香嵐渓への移動手段としても利用されている。

【高岡ふれあい②路線】

◆ 目的
高岡ふれあいバスは、上丘町（高岡地区）から名古屋鉄道知立駅を運行する公共交通で、学生及び社会人の通勤・通学などの移動手段として利用されている。また、車を運転できない高齢者や地域住民の買い物及び病院への移動手段としても利用されており、地域住民が、地域内・地域外へ移動する手段の確保を目的とする。

◆ 必要性

高岡ふれあいバスは、地域で運営協議会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働で支えている路線である。

この路線は地域と鉄道駅を結ぶ重要な幹線系統であり、通勤・通学及び通院・買い物等の生活交通として欠くことができない。

今後は高齢化により、公共交通機関が今までより必要不可欠になる本地域において、地域住民の足を確保するために、地域公共交通確保維持事業により、高岡ふれあいバスを存続していくことが必要である。

【地域内フィーダー系統（稲武地域バス・藤岡地域バス）】

◆ 目的

豊田市は、市町村合併により広大な市域となり、都市と山村の両側面を併せもっているのが特徴で、市民生活の移動手段として自動車が大きな役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければならない。

稲武地域バスは、過疎地である稲武地区住民の地域内での移動手段を確保するとともに、基幹バス路線に乗り継ぐことで総合病院や高等学校等の施設がある近隣地区へ公共交通を使って移動できるようにするものである。また、近隣地区への移動を可能にすることによって、「都市と農山村の共生」「交流人口拡大による地域の活性化」を図ることを目的とする。

藤岡地域バスは、学生、高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保し、地域内の教育機関、医療機関等への移動を容易にするものである。また、基幹バス路線に乗り継ぐことで中心市街地や鉄道駅等への移動を可能にするものであり、地域の交流や活性化を図ることを目的とする。

◆ 必要性

稲武地域バスは、地域で利用促進委員会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。

この路線は、主に通院、買い物など生活に必要な移動手段として使用されており、過疎地域の住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。

また、主要道路の国道153号と国道257号が区域内を交差しており、基幹バスが国道153号の稲武町から足助病院まで運行しているが、基幹バスのみでは地域全体を網羅できていない。

そのため、地域バスが区域内全体をデマンド運行することで基幹バスへの乗り継ぎを容易にし、住民の生活交通として、家族への送迎の依存解消・外出促進に必要である。

藤岡地域バスは、地域で運営協議会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。

この路線は、主に通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段として使用されており、地域住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。

また、藤岡地区内における基幹バスは主要国道及び幹線道路沿いを運行しているため、全ての地域を網羅することは困難である。そこで、藤岡地域バスを基幹バスのフィーダー系統として運行することで地域全体の生活交通を確保し、こどもから高齢者まで誰もが容易に外出できる機会を確保することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

■評価指標 I 1日あたりの公共交通利用者数（豊田市地域公共交通計画 P62 参照）

指標名	令和元年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1日あたり公共交通利用者数	9.4万人/日	6.1万人/日	7.7万人/日

※公共交通利用者数は、鉄道・基幹バス・地域連絡バス・地域バス・地域タクシー・一般乗用タクシーを合計し算出します。

なお、目標値は今後の社会情勢に応じて、随時見直しを行う予定です。

●計画目標とその達成状況 ◎は旧計画の評価指標

計画目標・評価指標・参考指標	目標値	達成状況					
		R7	R2	R3	R4	R5	R6
1日あたりの公共交通利用者数	公共交通	77,000人	58,785人	64,979人	70,978人		
	◎バス	17,000人	8,669人	12,415人	13,519人		

・令和4年度の公共交通全体の1日当たり利用者数は7万人を突破し、回復傾向ではあるが、現時点で目標は未達成の状況である。

【旭・豊田線】

豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率1%を目標とする。

区分	6年度(見込)	7年度	8年度	9年度
年間利用者数(人)	80,446	86,026	91,616	97,206

【小原・豊田線】

豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率1%を目標とする。

区分	6年度(見込)	7年度	8年度	9年度
年間利用者数(人)	157,909	163,158	168,411	173,664

【藤岡・豊田線（西中山経由）】

豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率1%を目標とする。

区分	6年度(見込)	7年度	8年度	9年度
年間利用者数(人)	101,216	103,628	106,040	108,452

【藤岡・豊田線（加納経由）】

豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率1%を目標とする。

区分	6年度(見込)	7年度	8年度	9年度
年間利用者数(人)	94,740	97,606	100,473	103,339

【下山・豊田線】

豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率1%を目標とする。

区分	6年度(見込)	7年度	8年度	9年度
年間利用者数(人)	144,978	147,777	150,577	153,376

【さなげ・足助線】

豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率1%を目標とする。

区分	6年度(見込)	7年度	8年度	9年度
年間利用者数(人)	194,918	201,206	207,494	213,783

【高岡ふれあい②路線】

豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率1%を目標とする。

区分	6年度(見込)	7年度	8年度	9年度
年間利用者数(人)	100,771	104,533	108,295	112,056

【稲武地域バス】(予約型運行のみ)

一か年目(令和7年度):

稲武地区の人口が減少していく中で、バスをより身近に感じ、利用しやすいバスを目指して、地域バス活用マップを作成し、各戸配布により、バス利用者数の維持を図る。利用状況、利用要望状況により利用時間や運行の見直しを行う。

二か年目(令和8年度):

利用状況、利用要望状況により利用時間や運行の見直しを行う。

三か年目(令和9年度):

利用状況、利用要望状況により利用時間や運行の見直しを行う。

各地域の人口減少が今後続くことが想定されるため、現状維持を目標とする。

	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)
令和7年度	R06.10~R07.9	0.83	3,971	100
令和8年度	R07.10~R08.9	0.83	3,971	100
令和9年度	R08.10~R09.9	0.83	3,971	100

令和5年度予約型運行利用実績: 3,971人(スクール含む)

令和5年度運行経費: 13,316,540円(補助金額を除く)

令和5年度運賃収入: 111,600円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口推移(人)	2,106	2,106	2,106

※地域における人口(令和2年度の国勢調査の人数を記載)

【藤岡地域バス】(三箇線・西市野々線)

一か年目(令和7年度):

持続可能な地域バス運行に関する実証実験や住民等からの意見聴取を踏まえ、将来的に持続可能な運行形態見直しの方向性を検討していく。

二か年目(令和8年度):

将来的に持続可能な運行形態見直しの方向性を検討していく。

三か年目(令和9年度):

将来的に持続可能な運行形態見直しの方向性を検討していく。

各地域の人口減少が今後続くことが想定されるため、現状維持を目標とする。

	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)
令和7年度	R06.10~R07.9	7.3	24,748	75
令和8年度	R07.10~R08.9	7.3	24,748	75
令和9年度	R08.10~R09.9	7.3	24,748	75

令和5年度運行利用実績: 24,748人

令和5年度運行経費: 45,001,837円(補助金額を除く)

令和5年度運賃収入: 3,287,997円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口推移(人)	18,864	18,864	18,864

※地域における人口(令和2年度の国勢調査の人数を記載)

(2) 事業の効果

【旭・豊田線】

当該路線を維持することで、旭地区住民の生活に必要な生活交通を確保することができる。また旭地区の山間地域から豊田市中心部への通学・通勤手段を確保することができる。

【小原・豊田線】

当該路線を維持することで、小原地区及び藤岡地区住民の生活に必要な生活交通を確保することができる。また小原地区及び藤岡地区からの通学・通勤手段を確保することができる。

【藤岡・豊田線(西中山経由)】

当該路線を維持することで、藤岡地区住民の生活に必要な生活交通を確保することができる。また藤岡地区からの通学・通勤手段を確保することができる。

【藤岡・豊田線(加納経由)】

当該路線を維持することで、藤岡地区住民の生活に必要な生活交通を確保することができる。また医療機関や福祉施設などを利用する人の移動手段を確保することができる。

【下山・豊田線】

当該路線を維持することで、下山地区住民の生活に必要な生活交通を確保することができる。また山間地域である下山地区から中心部への通学・通勤手段を確保することができる。

【さなげ・足助線】

当該路線を維持することで、浄水地区、猿投地区、足助地区住民の生活に必要な移動を確保することができる。また公共交通を利用した観光客の移動手段を確保することができる。

【高岡ふれあいバス】

当該路線を維持することで、鉄道を利用して通学・通勤をする学生及び社会人の移動手段を確保することができる。さらには今後増え続ける高齢者の足を確保し、外出促進・地域活性化にもつながる。

【稲武地域バス】

地域内デマンド運行を維持することにより、下記地域の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。地域内デマンド運行によって、時間の制約を受けずに移動することが可能となった。また、幹線・フィーダー線のネットワークが連携することによって、効率的な運行体系を実現することができる。さらには外出機会の増加・地域活性化にもつながる。

・効果が見込める地域（令和6年4月現在：出典 オープンデータ豊田市の人口）

効果が見込める地域	対象人口（人）	効果が見込める地域	対象人口（人）
田津原町	53	大野瀬町	150
小田木町	191	押山町	86
富永町	20	川手町	90
御所貝津町	181	野入町	116
稲武町	243	中当町	54
黒田町	235	夏焼町	141
桑原町	247	武節町	212

【藤岡地域バス】

持続可能な運行形態に見直すことで、利用者のターゲットを絞った移動手段を確保することが期待できる。また、利用者の都合に応じた運行をすることで、バスを効率的に走らせることも期待できる。

・効果が見込める地域（令和6年4月現在：出典 オープンデータ豊田市の人口）

効果が見込める地域	対象人口（人）	効果が見込める地域	対象人口（人）
大岩町	21	北曾木町	327
三箇町	254	折平町	699
西市野々町	116	上渡合町	790
白川町	20	北一色町	740
石畳町	1,002	石飛町	329
藤岡飯野町	1,517	田茂平町	115
御作町	671	上川口町	84
下川口町	91	木瀬町の一部	152
深見町の一部	90	西中山町の一部	7,433

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【旭・豊田線】

- ・豊田市バスマップ及びみちなびとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。（豊田市）
- ・当該路線を利用して、最寄りのやなへ出かけた利用者に飲み物のサービスを行う。（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合）
- ・Google マップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。（豊田市）
- ・高齢者向け定期券「おでかけバス70」の周知を行う。（豊田市）

【小原・豊田線】

- ・豊田市バスマップやみちなびとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。（豊田市）
- ・小原四季桜まつりに対応した期間限定ダイヤの実施と観光PRをする。（豊田市・運行事業者）
- ・Google マップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。（豊田市）
- ・高齢者向け定期券「おでかけバス70」の周知を行う。（豊田市）

【藤岡・豊田線（西中山経由）】

- ・豊田市バスマップやみちなびとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。（豊田市）
- ・Google マップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。（豊田市）
- ・高齢者向け定期券「おでかけバス70」の周知を行う。（豊田市）

【藤岡・豊田線（加納経由）】

- ・豊田市バスマップやみちなびとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。（豊田市）
- ・地域医療センター・こども発達センター・けやきワークスなど沿線施設と連携した利用促進策を実施する。（豊田市・運行事業者・各沿線施設）
- ・Google マップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。（豊田市）
- ・高齢者向け定期券「おでかけバス70」の周知を行う。（豊田市）

【下山・豊田線】

- ・豊田市バスマップやみちなびとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。（豊田市）
- ・Google マップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。（豊田市）
- ・高齢者向け定期券「おでかけバス70」の周知を行う。（豊田市）

【さなげ・足助線】

- ・豊田市バスマップやみちなびとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。（豊田市）
- ・当該路線を利用して、最寄りのやなへ出かけた利用者に飲み物のサービスを行う。（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合）
- ・香嵐溪の観光についてPRを実施する。（豊田市・運行事業者・足助観光協会）
- ・Google マップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。（豊田市）
- ・高齢者向け定期券「おでかけバス70」の周知を行う。（豊田市）
- ・当該路線の豊田厚生病院バス停には、みよし市のさんさんバス（いいじゃんライン・さつきライン）が乗入れており、豊田市及びみよし市の双方のバスマップにそれぞれの路線情報を掲載することによる利用促進を図る。（豊田市・みよし市）

【高岡ふれあい②路線】

- ・地域内のイベントにふれあいバス運営協議会としてPRのために出展し、地域住民により関心の醸成。（ふれあいバス運営協議会、高岡ふれあいバス運行共同企業体、豊田市）
- ・児童・園児を対象とした体験乗車会を実施することによる次世代の利用者の確保。（ふれあいバス運営協議会、高岡ふれあいバス運行共同企業体）
- ・高齢者・運転免許返納者に対する購入補助による高齢者等の利用促進。（ふれあいバス運営協議会、高岡ふれあいバス運行共同企業体）
- ・運行ルートの見直しも含めた路線改編案の検討。（豊田市、ふれあいバス運営協議会、高岡ふれあいバス運行共同企業体）

【稲武地域バス】

- ・バス乗車促進PRの実施 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会
- ・イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進PRを実施する。
- ・稲武地区内の路線バス時刻表を作成配布する。
- ・各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進PRを実施する。
- ・期間限定デマンドバス運行の実施検証 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会
- ・デマンドバス運行体系の改善。（利用者の増減に応じて、柔軟なバス停改廃を行う）

【藤岡地域バス】

- ・持続可能な地域バスの運行のため、藤岡地域バス運営協議会が中心となって地域住民や自治区、地域会議、運行事業者等から意見を聴取する。
- ・地域で開催されるイベント（ふじおかふれあいフェスタ、藤岡南ふれあいフェスティバル）開催時に、藤岡地域バスブースを設置し、利用促進PRや会員登録方法説明を行う。
- ・石畳ふれあい広場で開催される「朝市」に、地域バスで来場された方に主催者から粗品を進呈することで、地域バスの利用促進に繋げていく。
- ・利用者の増減に応じて、柔軟なバス停改廃を実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、豊田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 【とよたおいでんバス6路線】 ・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・利用者アンケート（高齢者定期券「おでかけバス70」利用者へのアンケート等） 【高岡ふれあい②路線】 ・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・地域住民へのアンケート調査の実施。 ・区長会への報告による自治区等との意見交換の場の設置。 【稲武地域バス】 ・稲武地域生活交通利用促進委員会で、利用者数や収支について数値指標によるモニタリング・評価を実施する 【藤岡地域バス】 ・利用者数について、数値指標（予約システムの会員登録者数）による評価を実施 ・利用者アンケート（予約システム登録時アンケート等）
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 別紙1のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 表5を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 おいでんバス（さなげ・足助線）で使用している車両は、車齢10年を経過し、かつ50万km以上運行した車両であり、故障が頻発し運行に支障が生じていることから、運行の安全性を確保するために新規車両を導入する必要がある。 （令和4、5年度を初年度とし2台ずつ申請済。令和7年度においても引き続き計4台を申請するもの。） おいでんバス（小原・豊田線及び藤岡・豊田線（西中山経由）、下山・豊田線）で使用している車両は、代替予定時に車齢14年目を迎える。走行距離についても、代替時期には、70万キロ後半に達することが予測される。今後、消耗品等の交換及び修繕等が頻発することが予想され、代替車両とすることでその経費が軽減される。また、運行の安全性を確保する上でも代替が必要である。 （令和6年度購入予定であったが、車両更新スケジュールの変更により、1年延期し再度申請するもの。）
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 （1）事業の目標 車両入替数 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・令和4年度 2台（さなげ・足助線） ・令和5年度 2台（さなげ・足助線） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金】 ・令和7年度 4台（小原・豊田線及び藤岡・豊田線（西中山経由）、下山・豊田線）
（2）事業の効果 新型車両の導入により、乗せこぼし等が緩和され、おいでんバス（さなげ・足助線）を維持することができ、地域住民の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、当該路線の収支改善率1%増とする。 新型車両導入により、小原・豊田線及び藤岡・豊田線（西中山経由）を維持することができ、小原地域住民の日常生活に不可欠な移動手段が確保される。 新型車両導入により、下山・豊田線を維持することができ、下山地区住民の日常生活に不可欠な移動手段が確保される。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 表6、表7、表8、表9を添付

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
①車両の代替による費用削減等の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃費の向上 ・ 車両部品の修繕費の削減
②代替車両を活用した利用促進策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代車運行による不都合の解消 ・ 小原四季桜まつりや沿線の松平郷など、観光目的にも活用される路線であるため、新型車両の導入の際にPRを行うことで、今後の利用者増加にも繋げる。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項 【地域間幹線系統（とよたおいでんバス・高岡地域バス）】 令和 6年6月17日（第1回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認
【稲武地域バス】 平成20年6月18日（第1回） 稲武地域バスの区域運行（デマンド運行）について協議 平成22年12月14日（第2回） 稲武地域バスの区域運行の区域拡大について協議 平成23年6月28日（第3回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成24年6月22日（第4回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成24年12月27日（第5回） 地域バス路線の改編について協議 平成25年6月25日（第6回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成26年6月26日（第7回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成27年6月26日（第8回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成28年2月10日（第9回） 地域バス路線の時刻表改正について協議 平成28年6月21日（第10回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成29年2月9日（第11回） 地域バス路線改編について協議 平成29年6月22日（第12回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成29年12月25日（第13回） 地域バスの路線改編について協議 平成30年2月9日（第14回） 地域バス（区域運行）の路線改編について協議 平成30年6月27日（第15回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成30年12月14日（第16回） 地域バス路線定期運行の路線改編について協議 平成31年2月13日（第17回） 地域バス路線改編について協議 平成31年6月26日（第18回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 2年6月23日（第19回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 3年6月25日（第20回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 4年6月27日（第21回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 5年6月19日（第22回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 6年6月17日（第23回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認
【藤岡地域バス】 平成19年11月29日（第1回） 藤岡地域バスの運行について協議 平成21年 6月23日（第2回） 路線及び運行本数の変更について協議 平成21年12月14日（第3回） 路線延長、路線変更及びダイヤ改正について協議 平成22年12月14日（第4回） 路線の延伸、バス停の増設及び運行車両の変更について協議 平成23年 6月28日（第5回） バス停の移設及び運行ルートの変更について協議 平成23年12月20日（第6回） 地域バス路線の新設について協議 平成24年1月27日（第7回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成24年2月17日（第8回） 地域バス路線の改編について協議 平成24年6月22日（第9回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成24年12月27日（第10回） 地域バス路線の改編について協議

平成25年6月25日(第11回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 平成26年2月13日(第12回)
 地域公共交通確保維持事業の変更について内容協議、計画全体について合意
 平成26年6月26日(第13回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 平成27年2月5日(第14回)
 地域バス路線の時刻表改正について協議
 平成27年6月26日(第15回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 平成28年6月21日(第16回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 平成28年12月16日(第17回)
 地域バス路線のルート及び時刻表改正について協議
 平成29年6月22日(第18回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 平成30年6月27日(第19回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 平成31年2月13日(第20回)
 藤岡地域バス乗継割引の社会実験について報告
 平成31年6月26日(第21回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 令和2年6月23日(第22回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 令和2年12月(書面)(第23回)
 地域バス路線のバス停変更と改編について協議
 令和3年6月25日(第24回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 令和4年6月27日(第25回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 令和5年6月19日(第26回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
 令和6年6月17日(第27回)
 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認

19. 利用者等の意見の反映状況

【とよたおいでんバス6路線】
 ・令和6年4月1日に改善基準告示の改正に伴う大規模なダイヤ改正を行った。これまでに電話やメール等でいただいた問い合わせや要望内容を運行事業者と協議・調整し、改正ダイヤに反映させた。また、各路線沿いの学校や病院などの沿線施設に事前説明に伺い、施設利用者の意見や要望を聞き取りし、ダイヤ等への反映を行った。

【高岡ふれあい②路線】
 ・令和5年度に地域要望のあった名鉄土橋駅への延伸について、その利用状況を把握するために、「高岡地域バス(ふれあいバス)の名鉄土橋駅延伸にかかる実証事業」を実施した。

【稲武地域バス】
 ・令和5年度に稲武地域生活交通利用促進委員会を4回開催。地域利用者の意見・要望等を聞き、バス停を設置。また、デマンドバス運行予約時間の変更を実施し利用促進を図った。

【藤岡地域バス】
 ・令和5年度は、持続可能な運行形態の見直しについて藤岡地域バス運営協議会で検討していく中で、自治区や地域住民等に意見を伺うなどして、より利便性の高い運行形態を目指すための意見集約をした。

20. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	
交通事業者・交通施設管理 者等	愛知県交通対策課 愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所足助支所
地方運輸局	愛知県豊田市交通政策課
その他協議会が必要と 認める者	豊栄交通株式会社、名鉄バス株式会社、愛知県タクシー協会、 国土交通省中部地方整備局、愛知県警察豊田警察署、足助警察署 ほか

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 豊田市西町3丁目60番地
 (所 属) 豊田市役所交通政策課
 (氏 名) 岡野、金田
 (電 話) 0565-34-6603
 (e-mail) koutsu@city.toyota.aichi.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
豊田市	豊栄交通	(1) 稲武地域バス	—	稲武地域	—	往 km 復 km	118日	118回	区域運行	②(1)	稲武・足助線 (稲武・どんぐりの 通勤など)	③	
	豊栄交通	(2) 藤岡地域バス (三箇線①)	大平	上渡合北	後田	往 23.4km 復 km	181日	150回					
	豊栄交通	(3) 藤岡地域バス (三箇線②)	大平	上渡合北	メグリア 藤岡店	往 24.6km 復 24.4km	181日	54回					
	豊栄交通	(4) 藤岡地域バス (三箇線③)	西中山	上渡合北	大平	往 22.9km 復 km	181日	90.5回					
	豊栄交通	(5) 藤岡地域バス (西市野々線①)	西市野々 生活改善 センター	西市野々 北一色	後田	往 21.9km 復 km	119日	119回					
	豊栄交通	(6) 藤岡地域バス (西市野々線②)	メグリア 藤岡店	北一色	西市野々 生活改善 センター	往 km 復 22.3km	181日	302.5回					
	豊栄交通	(7) 藤岡地域バス (西市野々線③)	西市野々 生活改善 センター	西市野々 北一色	メグリア 藤岡店	往 23.1km 復 km	181日	302.5回					
	豊栄交通	(8) 藤岡地域バス (西市野々線④)	西中山	北一色	西市野々 生活改善 センター	往 km 復 20.8km	119日	59.5回					
	豊栄交通	(9) 藤岡地域バス (西市野々線⑤)	西市野々 生活改善 センター	西市野々 北一色	加茂丘 高校前	往 13.9km 復 km	119日	59.5回					
	事業者未定	(10) 稲武地域バス	—	稲武地域	—	往 km 復 km	119日	119回					区域運行
事業者未定	(11) 藤岡地域バス	—	藤岡・ 藤岡南地 域	—	往 km 復 km	183日	183回	区域運行	藤岡・豊田線/ 西中山經由 (飯野・後田) 小原・豊田線 (飯野・後田) 藤岡・豊田線/ 加納經由 (藤岡支所・飯野)				

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの順にキロ程を記載し、もう片方の順に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) 令和7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要す る国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
豊田市	名鉄バス株式会社	(1) 旭・豊田線 (第15号)	10,433.0	
	名鉄バス株式会社	(2) 小原・豊田線 (第16号)	24,972.0	
	名鉄バス株式会社	(3) 藤岡・豊田線(西中山經由) (第17号)	9,158.5	
	豊栄交通株式会社	(4) 藤岡・豊田線(加納經由) (第49号)	7,957.5	
	豊栄交通株式会社	(5) 下山・豊田線 (第50号)	15,699.5	
	豊栄交通株式会社	(6) さなげ・足助線 (第51号)	11,685.5	
	高岡ふれあいバス 運行共同企業体	(7) 高岡ふれあい②路線 (第60号)	7,553.0	
合 計			87,459.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を經由することを図示したものを含む)
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

7. 生産性向上の取組

系統番号	系統名	生産性向上の取組	実施主体	実施時期	定量的な効果目標		特記事項
					指標	目標数値	
	旭・豊田線	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップ及びみちナビとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。 ・最寄りのやなへ出かけた利用者に飲み物のサービスを行う。 ・Googleマップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。 ・高齢者向け定期券の周知を行う。 	豊田市 運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップ更新（令和7年4月） ・やなの飲み物サービス（令和6年10月、令和7年6月～9月） 	収支改善率	1%	
	小原・豊田線	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップやみちナビとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。 ・小原四季桜まつりに対応した期間限定ダイヤの実施と観光PRをする。 ・Googleマップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。 ・高齢者向け定期券の周知を行う。 	豊田市 運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップ更新（令和7年4月） ・四季桜まつりPR（令和7年10月、11月） 	収支改善率	1%	
	藤岡・豊田線（西中山経由）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップやみちナビとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。 ・Googleマップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。 ・高齢者向け定期券の周知を行う。 	豊田市 運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップ更新（令和7年4月） 	収支改善率	1%	
	藤岡・豊田線（加納経由）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップやみちナビとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。 ・地域医療センターなど沿線施設と連携した利用促進策を実施する。 ・Googleマップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。 ・高齢者向け定期券の周知を行う。 	豊田市 運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップ更新（令和7年4月） 	収支改善率	1%	
	下山・豊田線	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップやみちナビとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。 ・Googleマップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。 ・高齢者向け定期券の周知を行う。 	豊田市 運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップ更新（令和7年4月） 	収支改善率	1%	
	さなげ・足助線	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップやみちナビとよた等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。 ・当該路線を利用して、最寄りのやなへ出かけた利用者に飲み物のサービスを行う。 ・香嵐渓の観光についてPRを実施する。 ・Googleマップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。 ・高齢者向け定期券の周知を行う。 ・当該路線の豊田厚生院バス停には、みよし市のさんさんバス（いいじゃんライン・さつきライン）が乗り入れており、豊田市及びみよし市の双方のバスマップにそれぞれの路線情報を掲載することによる利用促進を図る。 	豊田市 運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市バスマップ更新（令和7年4月） ・やなの飲み物サービス（令和6年10月、令和7年6月～9月） ・香嵐渓観光についてのPR（令和6年10月、11月） ・みよし市バスマップ更新（令和7年4月） 	収支改善率	1%	
	高岡ふれあい②路線	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内のイベントにふれあいバス運営協議会としてPRのために出展し、地域住民の関心の醸成を図る。 ・児童・園児を対象とした体験乗車を実施することによる次世代の利用者の確保を図る。 ・高齢者・運転免許返納者に対する購入補助による高齢者等の利用促進を図る。 ・運行ルートの見直しも含めた路線改編案の検討を行う。 	豊田市 運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内イベントにおけるPR（令和6年10,11月） ・体験乗車会（令和6年4～令和7年3月） ・高齢者等に対する購入補助（令和6年10月～） ・路線改編等の検討（令和6年4～令和7年3月） 	収支改善率	1%	

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	豊田市
(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	176221
交通不便地域等	35977

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
2106	稲武地区	山村振興法
2450	旭地区	山村振興法
3317	小原地区	山村振興法
7108(うち5652)	足助地区	山村振興法
18864	藤岡地区	山村振興法
3997(うち3588)	下山地区	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
豊田市地域公共交通計画	令和4年10月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表9 車両の取得を行う事業者（公有民営方式車両購入費国庫補助金）

地方公共団体名	豊田市
貸与を受ける事業者	名鉄バス株式会社・豊栄交通

1. 車両取得の概要

初年度(令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種別	車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月
東海	1	おいでんバス(藤岡・豊田線(西中山経線))	ノンステップバス スロープ付き	標準 75	10.55	7 . 12
東海	2	おいでんバス(藤岡・豊田線(西中山経線))	ノンステップバス スロープ付き	標準 75	10.55	7 . 12
東海	3	おいでんバス(藤岡・豊田線(西中山経線))	ノンステップバス スロープ付き	標準 75	10.55	7 . 12
東海	4	おいでんバス(下山・豊田線)	ノンステップバス スロープ付き	標準 75	10.55	7 . 12

申請番号	実費購入予定費(円)＊消費税を除く				実費購入予定額合計額から廃止価格を控除した額(円)＝本	当該車両補助金限度額(円)	えとのうち少ない方の額(円)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計					
	イ	ロ	ハ	イ＋ロ＋ハ＝ニ		ヘ	ト	ト×1/2＝チ	チ×1/2＝リ
1	27,590,800	3,663,000		31,253,800	31,253,799	15,000,000	15,000,000	7,500,000	3,750
2	27,590,800	3,663,000		31,253,800	31,253,799	15,000,000	15,000,000	7,500,000	3,750
3	27,590,800	3,663,000		31,253,800	31,253,799	15,000,000	15,000,000	7,500,000	3,750
4	27,590,800	3,663,000		31,253,800	31,253,799	15,000,000	15,000,000	7,500,000	3,750
計	110,363,200	14,652,000		125,015,200	125,015,196	60,000,000	60,000,000	30,000,000	15,000

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
チ	リ
30,000	15,000

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	円	%	31,253,800	100 %	円	%	円	%	
	2	円	%	31,253,800	100 %	円	%	円	%	
	3	円	%	31,253,800	100 %	円	%	円	%	
	4	円	%	31,253,800	100 %	円	%	円	%	
合計		円	%	125,015,200	100 %	円	%	円	%	

2年度(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度

【車両購入費用】

申請番号	補助対象限度額(円)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
1	初年度トの額×ニ	初年度チの額×ル	初年度リの額×ヨ
計			

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
ル	ヨ

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。
- 確保維持費国庫補助金申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の4つから選択すること。
- 「乗車定員の欄」には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両法第10条第1項第2号)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下)で記載すること。
- 実費購入予定費の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 地方公共団体と事業者間で締結された車両の貸与に係る契約書若しくはそれに準じた書類又は地方公共団体と事業者間で車両の貸与に係る契約を締結することを確認できる書類
- 補助対象車両の購入に係る費用の証拠書類
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づき適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載し
- 貸与を受ける事業者ごとの、車両購入後の乗合バス(事業用車両)の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(別紙) 中部運輸局二次評価結果 令和6年3月21日付け中運交企第191号通知

自治体・協議会名	豊田市公共交通会議
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- 「おいでんバス70」の販売促進、新高校生や転入者向けの公共交通関連情報の提供や利用促進など、積極的に多様な取組を実施し、利用の底上げに努められていることを評価します。
- 利用促進などの各取組に際しては、商業施設や地元団体などとの連携を図り、なるべく事業費を抑えることにも留意しながら公共交通利用のきっかけ作りに取り組みされていることを評価します。
- GTFDSデータをオープンにすることにより、利便性を向上させたことを確認しました。
- 稲武地域バスにおいては、高齢者の利用の増加のため、バス停の新設を行い、藤岡地域バスについては普段利用しない方に対しても時刻表の配布等利用促進を行ったことを評価します。

期待する取組

- これまでの取組に係る分析や考察から得られた課題に対し、今後の取組方針に沿いながら関係者と連携して取り組むことを期待します。
- サイクルラックバスについては、自転車が趣味の方々のコミュニティや立ち寄り場所へのPRなど、引き続き周知に工夫されることを期待します。
- 地域バスについては、市域が広く地域によって様相に違いがあるため、引き続き、利用状況や地域住民の意見等を分析・考察し、今後の取組に向けた検討が進められることを期待します。
- みよし市との連携による事業者路線の利用促進などについても検討されることを期待します。
- 地域間幹線系統である大沼線の輸送量が補助要件基準の15人に近いことから、引き続き、現状の把握に努めるとともに、関係する岡崎市と連携して利用促進を図るよう期待します。